

那覇市2t級ごみ収集車(塵芥車)の購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 件名	那覇市2t級ごみ収集車(塵芥車)の購入
(2) 数量	「仕様書」のとおり
(3) 納入場所	那覇市クリーン推進課(南風原町字新川650番地)
(4) 仕様	「仕様書」のとおり
(5) 様式等	那覇市ホームページからダウンロード
(6) 納入期限	令和8年3月31日(火)

2 入札執行の日時及び場所等(入札及び開札日時等)

(1) 入札方法	直接投函(本市様式の入札書(紙)による入札)
(2) 質問書受付期限	令和6年5月7日(火) 午後2時まで
(3) 質問書の回答期限	令和6年5月9日(木)まで
(4) 入札参加申請書 受付期限	令和6年5月9日(木) 午後2時まで
(5) 入札及び開札日時	令和6年5月13日(月) 午後1時30分
(6) 入札及び開札場所	那覇市役所本庁舎5階 入札室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2)	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
(3)	那覇市物品購入等競争入札取扱要綱第13条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(4)	営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。

(5)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(6)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
(7)	代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。 ① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。 ② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。 ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(8)	沖縄県内に本店又は支店等を有し、当該本店又は支店等を(1)の名簿に登録していること。

4 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

5 仕様書等の閲覧方法

仕様書等は那覇市ホームページ内で公表する。

6 入札参加申請方法

(1) 参加申請期限	令和6年5月9日(木)午後2時
(2) 参加申請先	那覇市総務部法制契約課 物品契約グループ
(3) 参加申請方法	「入札参加申請書」に必要事項を記入し、法制契約課へFAXにて申請すること。 ※FAX送信後は、必ず法制契約課へ連絡すること。 ※期限までに申請しない者は、入札に参加することができない。

7 質問の方法・回答

(1) 質問の方法	「質問書」に質問内容を記載し、環境部クリーン推進課へFAXにて提出すること。 ※FAX送信後、必ず環境部クリーン推進課へ連絡すること。
(2) 質問期限	令和6年5月7日(火)午後2時
(3) 質問書に対する回答方法	令和6年5月9日(木)までに那覇市ホームページに掲載する。

8 入札の日時など

(1) 入札及び開札日時	令和6年5月13日(月) 午後1時30分
(2) 入札及び開札場所	那覇市役所本庁舎5階 入札室 (那覇市泉崎1丁目1番1号) ※入札場所については、諸般の事情により変更する場合がある。 変更する場合は、入札参加申請者全員へ連絡する。
(3) 入札方法	直接投函(本市様式の入札書(紙)による入札)
(4) 入札時提出書類	ア 入札書(本市様式) イ 代理人が入札する場合にあつては委任状(本市様式)
(5) 入札書の記載方法	入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)	入札に参加する資格のない者がした入札
(2)	入札参加申請書(本公告6(3))にて参加意思表示をしていない者がした入札
(3)	委任状を持参しない代理人がした入札
(4)	入札書が所定の日時まで提出されない入札
(5)	同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
(6)	入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
(7)	連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(8)	入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
(9)	入札書に記名押印を欠いた入札
(10)	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(11)	入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(12)	鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(13)	再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に参加しなかった者がした入札
(14)	郵送による入札
(15)	落札の件数制限に違反した入札
(16)	法制契約課に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札書による入札(ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。)
(17)	その他入札の条件に違反した者が提出した入札

10 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

11 契約保証金

那覇市契約規則第30条第12号の規定に基づき免除する。

12 落札者の決定の方法

(1)	本件入札は、総価によって行い、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
(2)	同価の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
(3)	落札者は、入札終了後に単価を記入した明細書を提出すること、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

13 その他

(1)	入札説明会は、実施しない。
(2)	公告事項の内容に変更がある場合は、次のURLに変更公告を掲載するので、入札開始までは常に確認すること。 https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/buppinnyuusatuu/index.html
(2)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページへ掲載する。
(4)	本案件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の同意の議決を要するため、落札決定後は落札者と物品購入仮契約を締結し、議会の同意の議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。

14 お問い合わせ先

(1)	仕様に関する事項 那覇市 環境部 クリーン推進課 電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274
(2)	入札方法に関する事項 那覇市 総務部 法制契約課 物品契約グループ 電話 098-951-3253 FAX 098-894-8974